

農業委員会だより

*** 育てよう、農業後継者!!! ***

〈編集・発行〉
瑞穂町農業委員会
〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎2335
☎ 042-557-7630 (直)



**農ウオークを実施しました！
(ダイコンの収穫体験の風景)**

農業委員会の改選について

令和2年度は農業委員会の改選の年であり、同時に農地利用最適化推進委員も改選されます。2月から推薦及び公募を実施しますので、以下のスケジュールをご参考にしてください。ご協力をお願いいたします。

令和2年 農業委員・農地利用最適化推進委員 改選スケジュール

| 年 | 月 日 | 内容 |
|-------|------------------------|--|
| 2 | 2月3日から 3月3日 | 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の推薦及び公募の実施 (推薦を受けるもの・応募したものの情報の公開、中間及び終了) |
| | 4月上旬 | 候補者評価委員会にて審査 |
| | | 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の確定 |
| | 6月上旬 | 農業委員会委員の選任議案を上程、議会の同意 |
| 7月20日 | 町長による農業委員会委員の任命 | |
| | 農業委員会による農地利用最適化推進委員の委嘱 | |

焼却看板の貸し出し

農産物に対する病虫害の防除・駆除の目的で、収穫後の茎・枝・葉などを焼却する場合は、届出をしてください。看板をお貸しします。掲示し焼却してください。焼却の際は、風向きや強さ、煙の周辺への影響など安全を考慮してください。



【届出先】

都市整備部 産業課 農政係
瑞穂町役場 庁舎2階

平成31年～令和元年 農業委員会事務処理実績

農地転用関係処理件数

| | | |
|----------|-----|------------|
| 農地法第3条許可 | 2件 | 4,014㎡ |
| 農地法第4条許可 | 3件 | 1,497㎡ |
| 農地法第5条許可 | 1件 | 2,142㎡ |
| 農地法第4条届出 | 10件 | 8,707㎡ |
| 農地法第5条届出 | 30件 | 17,185.22㎡ |

その他法令に基づく処理

| | | |
|-------------------|-----|---------|
| 農地法3条の3届出(相続時の届出) | 7件 | 12,276㎡ |
| 農業経営基盤強化促進法利用権設定 | 17件 | 28,972㎡ |

贈与税・相続税納税猶予関係処理

| | | |
|------------------|-----|------------|
| 相続税納税猶予適格者証明 | 5件 | 7,276.99㎡ |
| 相続税納税猶予継続届に関する証明 | 10件 | 16,952.16㎡ |

農業用機械で公道を走行するときは畑の土の落下に気を付けましょう

トラクターなどの農業用機械で畑から公道に出る時は一度機械についた土を農地で落としてから、公道を走るようにしましょう。道路に土が落ちてそのままになってしまうと、土の上を走った車や歩行者が汚れたり、スリップするなど事故の原因になるおそれがあるため、土が落ちないように事前に対処していただき、公道に土が落ちた場合は、土を除去していただきますようお願いいたします。



全国農業新聞



週刊 毎週金曜日発行
購読料 月700円

農業者の視点で編集発行している農家のための新聞です。申込は農業委員会へ！

★ 農業者年金に加入しませんか

農業者年金の特長・メリット

- 20歳以上、60歳未満の国民年金1号被保険者、年間60日以上農業に従事している方(配偶者・後継者も可)が加入できます。
- 保険料の額が自由に決められます。(月2万円～6万7千円の間で千円単位)
- 終身年金で80歳までの保証付きです。
- 税制面の優遇措置があります。
- 担い手を対象に保険料の国庫補助があります。



農業委員会活動

農業委員会で行っている活動の一部をお知らせします。

農ウオーク

令和元年10月31日(木)元狭山地区の農業施設などを参加者の皆様とまわり、瑞穂町の農業をPRしました。協力してくださった方々、誠にありがとうございます。



栗原園芸



田中さんの畑



いなげや
ドリームファーム



戸谷牧場



たまご工房うえの

産業まつい

令和元年11月9日(土)10日(日)第49回瑞穂町産業まつりにて農業相談、小麦粉・しめ縄の販売、のらぼう菜の無料配布を行いました。



第45回農畜産物共進会受賞者

〔農業委員会会長賞〕

近藤 昭 さん

受賞品名 きゅうり

令和元年11月9日、10日に瑞穂ビューパーク競技場で農産物の展示・品評が行われ、農業委員会会長賞を近藤 昭さんが受賞されました。おめでとうございます。

小麦まき体験

令和元年11月12日(火)、水・緑と観光を繋ぐ回廊計画狭山池上流部の箱根ヶ崎地区不耕作地において福祉施設「さくら」、「ひまわり」の皆さんと小麦の種まきを行いました。



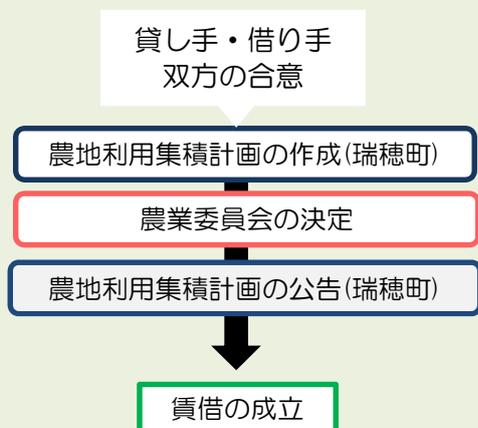
農地を貸したい方へ

農地の貸し借りは、農業委員会へご連絡ください。農地法第3条許可の他、農業経営基盤強化促進法によって貸借権等の権利を設定することもできます。農業経営基盤強化促進法による貸し借りは、契約期間が終了すれば貸し手に農地を返還する義務があります。契約書にあたるものについては、町が農用地利用集積計画として作成しますので当事者間で契約書を作成する必要はありません。

※詳しい手続き方法などについては農業委員会事務局へお問い合わせください。

農業委員会事務局 ☎042-557-7630

利用権設定の流れ



期限が来れば返還

貸し付けた農地の貸借権は、貸付期限終了後消滅します。
※利用権の再設定も可能です。

指導農業士に認定されました！



「皆と協力して園芸を
盛り上げたい！」

栗原 吉徳 さん
(元狭山地区)



Q: 現在の営農状況は？

A: 約26aでシクラメンやパンジー、ランタナなどの花きを栽培しています。販売の経路は時期によって異なり、春は市場出荷、冬は直売での販売です。花き栽培は私の代から始まっていて、来年で開業から30年になります。

Q: 指導農業士になった理由は？

A: 東京都から依頼があったのがきっかけでした。東京都や瑞穂町の花き生産者の方には開業時から数多くの指導を頂いたので、私も若い人に技術を引き継いでいきたいと思っています。

Q: 将来の夢、また計画は？

A: 現在、みずほブランド認定農家は町のシクラメンの活性化へ取り組んでおり、拝島駅等での展示や配布などに参加しています。今後も新しいことに挑戦し、花き園芸を通じて瑞穂を盛り上げ、自身の活動の集大成へ繋げていきたいです。

取材・記事：戸谷 隆一

指導農業士について

「指導農業士」は、優れた農業経営を確立しつつ、担い手の育成に指導的役割を果たしている方が、東京都から認定されます。認定されると、都より農業体験研修又は農業技術研修の受け入れ依頼があり、受講希望者とのマッチングを経て開催されます。栗原さんは経営実績や担い手育成に対する熱意を評価され、認定されました。

会長挨拶

明けましておめでとうございます。

昨年は台風、集中豪雨と近年の災害は地球温暖化に伴い、日常化してまいりました。今年こそ収穫の喜びを味わえる年となるよう念じております。

最近、農地の管理に困難で、農地を貸したい、売りたいとの相談が様々農業委員会に寄せられております。瑞穂町には、農業に夢を持って取り組もうとする、若者が各地からやってきました。また、利用権の設定や農地中間管理機構により、農地の売買も譲渡所得税が掛からない方法もあります。

農地でお困りの方は、是非とも農業委員会にご相談してください。一緒に、農地の有効活用を進めてまいります。

農業委員会 会長 上野 勝



編集後記

あけましておめでとうございます。

さて、私事ですが昨年の12月にJAの貸出農機具の作業講習会を受講しました。今まで瑞穂での貸出はハンマーナイフだけでしたが、今回からはそれに加えて管理機、マルチャー、落花生洗浄機、耕運機「陽菜」、乗用モア、トラクターSL28等の農機種が貸し出されることになりました。中でも野菜移植機には沢山の注目が集まっていたように感じます。

令和2年から、農業の働き方がより一層機械化されていくことでしょう。

(雨宮 敏昭)

編集委員長 雨宮 敏昭

編集委員 臼井 順央 榎本 勝昭

村山 高男 戸谷 隆一